

2016年版 調理師読本 正誤表

本書中、下線部分に誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

	誤	正
p.64 下から9行目	①厚生労働大臣が指定する調理師養成施設を卒業した者	①都道府県知事が指定する調理師養成施設を卒業した者
p.64 下から4行目	(法第3条第1項第一号)	(法第3条第一号)
p.65 上から10行目	(法第3条第1項第二号)	(法第3条第二号)
p.71 表24 規定内容 「調理師の設置努力規定(第8条の2)」の調理師法の施行令・施行規則・告示等	調理師の設置努力規定が課せられる施設または営業は、施行規則第4条の施設である ・寄宿舎、学校、病院等の給食施設	調理師の設置努力規定が課せられる施設または営業は、施行規則第4条のとおりである ・寄宿舎、学校、病院等の給食施設 ・飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業(食品衛生法施行令第35条第一号、第十四号又は第三十二号)
p.238 上から6行目	<u>医薬品、医薬部外品</u> を除く)	医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品を除く)

【p.64の正誤解説】

調理師法(最終改正:平成26年6月4日法律第51号)の改正に伴い、平成27年4月1日より、第3条第一号中の「厚生労働大臣」は「都道府県知事」へ変更となった。したがって、平成27年3月31日以前に調理師養成施設に入学した者については、「厚生労働大臣の指定する調理師養成施設」であった。

訂正・正誤等の追加情報につきましては、弊社ホームページ内にてご覧いただけます。
<http://www.daiichi-shuppan.co.jp>